

しぼうとどけ

死亡届 のこと

しぼうとどけ

○ 死亡届

ひと し じ しぼう とき しくちょうそん やくしょ だ
人が 死んだ 時 (死亡した 時)、市区町村) の 役所に 出します。

にほん こくない しぼう とき しぼうとどけ だ
日本の 国内で 死亡した 時は、死亡届を 出して ください。

しぼうとどけ ほか し ひと ざいりゅうかーど す ちいき しゅつにゅうこくざいりゅう
死亡届 の 他に、死んだ 人の 在留カード などを、住んでいる 地域の 出入国在留

かんりきょく かえ
管理局に 返します。

しぼう とき こくせき くに し てつづ ほうほう たいしかん
死亡した 時は、国籍が ある 国にも 知らせて ください。手続きの 方法は、大使館か

りょうじかん き
領事館に 聞いて ください。

とど とき しぼう し ひ かかん す まえ かそう まえ し
(1) 届ける 時：死亡を 知った 日から 7日間は 過ぎる 前。火葬 する 前に、知らせて
ください。

とど ひと けっこん ひと おや こども まご しんぞく いっしょ す
(2) 届けをする 人：結婚して いる 人、親、子供、孫など (親族)、一緒に 住んで

ひと どうきよにん やぬし じめし いえ かんり ひと とち かんり ひと こうけんにん
いた 人 (同居人) 家主、地主、家を管理する人、土地を管理する人、後見人など

とど ところ しぼう ところ とどけでん じゅうしょ ところ しくちょうそん やくしょ
(3) 届ける 所：死亡した 所か、届出人の 住所が ある 所の 市区町村の 役所

にしのみやし てつづ ところ
西宮市で 手続きを する 所：

にしのみやしやくしょ しみんか
西宮市役所 市民課 0798-35-3128

かくししょ きーびすせんたー ど にち しゅく うけつけ
各支所、サービスセンター (土・日・祝は受付していません)

あくたにしのみやすてーしょん
アクタ西宮ステーション

ひつよう しよるい
 (4) 必要な書類など

しぼうとどけしょ びょういん
 ①死亡届書：病院などにあります。

しぼうしんだんしょ おな か かた
 死亡診断書と同じ書き方です。

しぼうしんだんしょ しぼう とき しぼうとどけしょ いしゃ しょうめい う
 ②死亡診断書：死亡した時、死亡届書に医者の証明を受けたもの

こうけんいん ほさいん ほじょいん にんい こうけんじん とど ばあい しかく しょうめい とうき じこうしょう
 ③後見人、保佐人、補助人 および 任意後見人が届ける場合は、資格を証明する 登記事項証

めいしょ また さいばんしょ とうほん
 明書) 又は裁判所の謄本。

※ しくちょうそん によって、もうこ ところ もうこ ほうほう さーびす しゆるい なまえ ちが
 市区町村によって、申し込む所、申し込む方法、サービスの種類、名前が違
 う
 ことがあります。

くわ にほんご ひと いっしょ き
 詳しいことは、日本語がわかる人と一緒に聞いてください。